高森町の熱育

一 高森町教育大綱 一



〈高森北小学校〉

平成 27 年 7 月 10 日 高森町・高森町教育委員会

目次

I はじめに	• • • •	2
Ⅱ 高森町教育大綱の基本理念	• • • •	3
Ⅲ 大綱の基本方針	• • • •	3
Ⅳ 大綱の期間	• • • •	3
Ⅴ 第6次まちづくりプラン(教育・子育てに関する政策)	• • • •	4
政策B 子どもが健やかに、生き生きと育つまち ①子どもの育ちを家庭と地域で支えあう環境づくり		4
政策C 学びつながり集うまち①学びあう環境づくり②生涯スポーツの充実③平和活動の推進		7 7 9 10
VI 大綱の見直し	• • • •	10
■資料編		別冊

I はじめに

平成26年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正され、平成27年4月1日に施行となりました。

この改正法では、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本方針を、首長が「教育大綱」として定めることとされています。

高森町では、第1回総合教育会議を開催し、町の第6次まちづくりプランの教育や子育でに関する政策と高森町教育振興基本計画とを合わせ「高森町教育大綱」として定めました。

この大綱に沿って町長部局と教育委員会とが一体となって、教育行政に取り組んでいきます。

「第6次まちづくりプラン」

■将来像 つなぎ・つながるこの先の高森町へ

■教育・子育てに関する政策

政策B

子どもが健やかに、生き生きと育つまち 政策C

学びつながり集うまち

あんなが学び合い、支えあう みんなが学び合い、支えあう

高森町教育大綱の位置づけ

Ⅱ 高森町教育大綱の基本理念

高森町教育大綱では、国の教育改革の動向を見定めながら、長野県教育委員会基本方針の基本目標である「知・徳・体が調和し、社会的に自立した人間の育成」、「多様性を認め、共に生きる社会の実現」、「社会全体で共に育み、共に学ぶ教育の推進」の三本の柱に沿い、次に掲げる教育委員会制度の意義に基づき、関係機関、各種団体等と連携を図りながら、教育がめざす"人づくり"の命題にむけ、子どもたちの健やかな成長と町民の皆さんの自己教育力や自治意識を高める、より良い教育環境の充実を目指す事を基本理念とします。

なお、教育行政の推進に当たっては、政治的な中立性や教育の安定性を確保し、継続的な教育行政に努めながら、地方公共団体全体として、教育行政と一般行政とが調和のとれた事務の管理・執行を進めます。

Ⅲ 大綱の基本方針

■ 教育方針の柱

「みんなが学び合い、支えあう教育環境の整備」

この基本方針は、高森町民憲章と教育行政の理念に基づき、町の将来像『つなぎ・つながるこの先の高森町へ』の実現にむけ、その一躍を担う高森町の教育行政の指針を示したものです。具体的には、第6次まちづくりプランのうち、政策「子どもが健やかに、生き生きと育つまち」の施策 子どもの育ちを家庭と地域で支え合う環境づくり、政策「学びつながり集うまち」の施策 1) 学び合う環境づくり 2) 生涯スポーツの充実 3) 平和活動の推進の施策に沿い、教育の目標である「人づくり」、「社会参画」、「平和貢献」等を基底におき、「みんなが学び合い、支えあう教育環境の整備」を目指します。

Ⅳ 大綱の期間

この大綱の期間は、高森町の振興総合計画「第 6 次まちづくりプラン」と同じく、平成27年から平成33年とします。

V 第6次まちづくりプラン(教育・子育てに関する政策)

■政策B 子どもが健やかに、生き生きと育つまち

施策① 子どもの育ちを家庭と地域で支え合う環境づくり

重点施策

※目標数値・役割等は省略

目 的

○子どもたちが、心身ともに健康に安全に育つ ○各家庭が、子どもを安心して産み、育てることができる

取り組み

①保護者の自己肯定感が育まれる企画・機会を設け、子育てを通して親自身も自己向上できる支援に努めます

②基本的な生活習慣習得のため、乳幼児健診、保育園、小学校の継続した関わりを実施します

③子育てを楽しめるよう、保護者の置かれた生活スタイルに合わせた支援を実施します

④子どもが豊かな人間性・生きる力をもった次代の親として成長するための学習機会を設けます

⑤安心・安全な給食の提供に向け給食センターの建て替えを進めます

■具体的な取組み内容

子育て支援

- 平成 26 年度に策定された「高森町子ども子育て支援事業計画」を推進し、安心して子育 てができる環境をつくり、元気な子どもの声が響くまちを目指します。
- 切れ目のない子育て支援

「子ども・子育て支援事業計画」と連動し、母子保健業務等の今後の方向性について検討 を進め、実情に合ったより効果的な支援体制の構築をめざします。

保小中の連携

特別支援教育専門員、教育相談専門員、発達支援員(臨床心理士)、保育専門指導員が、それぞれ協力して、保・小・中への巡回相談や指導を行うなど、切れ目のない子育て支援体制を強化してまいります。

・子育て支援センター

病児・病後児保育事業やファミリーサポート事業の継続に努めると共に、、発達障害の早期発見や支援体制の強化を図るため発達支援員を配置し、家庭における"子育て力"のアップにつなげてまいります。

・保育施設のあり方の検討

施設の補強や修繕など必要な延命措置を講じつつ、建物の安全性、園児数の推移、国の制度の動向、子育て環境の変化、保育ニーズや町の財政事情等を総合的に勘案するなかで、建て替えをはじめ、リフォームや大規模改修等、あらゆる可能性を視野に入れながら、将来に備えた検討を進めます。

学校教育

町が目指す目指す児童・生徒像「聡明で たくましい 心豊かな 高森っ子」

障害のある子どもを含むすべての子どもが同じ場で共に学び合う=インクルーシブ教育の理念とスチューデント・ファーストの視点に立ちながら、子どもたちが、知性と心を磨き、健やかに成長できる教育環境の充実に取り組んでまいります。そのためには、児童・生徒像を明確にし、地域・保護者・学校・教育委員会が教育課題を共有し、町が目指す目指す児童・生徒像に向け、連携して解決にあたっていきます。

・人権教育の推進

「子どもいじめ防止条例」のさらなる啓発に取組みます。

• 異年齡交流

シニア大学による小学生との訪問交流の一層の充実を図ると共に、資料館を活用した「ふるさと学習」に、郷土の偉人に学ぶカリキュラムを取り入れてまいります。

• 小中連携

小・中学校の共通目標として、「学び合いと人権感覚の育成」を掲げ、それぞれ独自性を発揮 しながら、共通の目標に沿った一貫性のある教育をめざします。

・中学生期の適正なスポーツ活動、部活動

「高森中学校部活動指」に基づき進めている中学校の部活動については、時代にあった指針とすべく、あり方検討委員会による検証を継続し必要に応じ改善していきます。また、小学校のスポーツ活動指針については、中学校部活動指針を参考としつつ、28 年度からの運用をめざします。

・教育支援体制の充実

近年、少子化、核家族化、生活様式や就労形態の変化、価値観の多様化、経済情勢の悪化等に伴い、教育課題も複雑・多様化し、不登校や特別支援の対応に加え、就労・就学に対する多面的な支援が求められています。引き続き、、学校の補完的機能を担う「子育て相談室」を開設すると共に、小・中学校に学習支援員を町費で加配します。

• 放課後子ども支援

就労・就学支援として、小学生の安心の居場所づくりを目的とした「ふれあいスクール」の 開設や今後のあり方の検討をはじめ、入学準備金の貸付を継続して実施すると共に、年次的に 進めてきた南・北小学校の学年費を引き続き軽減します。

学校給食センター

学校給食共同調理場の改築

新しい共同調理場の建設については、平成 26 年度から建設委員会により検討を進め、 まとめられた基本設計を基に、実施設計を進め、平成 28 年度の工事着手、平成 29 年度 の供用開始を目指します。また、旧施設は、最も有効な選択肢として、ふれあいスクール の活用を主眼に検討を進めてまいります。

食育の推進

学校給食の使命は、生産者の顔が見える、地産地消を基本に、安全で安心のおいしい給食をつくることにあります。引き続き、「高森町食育推進計画」に基づいた取組みを進めます。

• 安全な学校給食

東日本大震災による原発事故により、依然として食物への放射能の汚染が危惧されるなか、高森産の食材の調達を最優先にしながら、放射能検査を継続し、安全で安心の食材の確保と共に、衛生管理の徹底に一層心掛けてまいります。また、食物アレルギーの子どもに対しては、その子にあった除去食や代替食を提供するなど、きめ細かな対応に配慮してまいります。

■政策C 学びつながり集うまち

施策① 学びあう環境づくり

※目標数値・役割等は省略

目的

- ○町民が、学びを通して地域への関心を高める
- ○町が、学びの場、コミュニケーションの場を提供する
- ○郷土の伝統芸能と文化が、活用され継承される子どもたち が、心身ともに健康に安全に育つ

取り組み

- ①町民ニーズを把握し、高齢者のみならず、幅広い世代が参加できる学びの場を提供します
- ②シニア大学で小学校を訪問し交流します
- ③各地区、各分館が参考になるような、活動事例紹介や情報交換の場を設けます
- ④ホームページ、CATV、資料館、図書館等を活用した情報を提供します
- ⑤保存にとどまらず、民俗芸能、文化財等の活用により、地域の魅力を再発見する活動を行います

■具体的な取組み内容

社会教育

・地域課題の発見・解決

社会教育は住民の学習ニーズを引き出し、必要な情報や学習の機会を提供しながら、自ら考え、自ら行動できる教育的土壌を創ることにあります。その具現にむけ、公民館を中心に、町部局や関係機関等と連携を図りながら、社会事象や住民ニーズに応じた学習活動の実践に力を入れてまいります。

• 家庭の教育力の向上

家庭の教育力を高めるため、図書館を中心に、学校・保育園・ボランティアグループと 連携し、様々な機会やPRをとおして家族読書を推奨します。

・健全な青少年育成

青少年問題対策協議会や社会を明るくする運動推進委員会との連携による青少年の見守りやあいさつの励行に取り組みます。

・地域の「宝」の活用

郷土の素材である「宝」を生かした地域づくりに取り組みます。北小学校における山吹区の『ホタルの里づくり』などへの関わりと始め、地域振興をとおして子どもを育む地域教育に対し、可能な支援や協力を行ってまいります。

・ 生涯学習の推進

生涯学習の"きっかけづくり"として「学級・講座」の開設に努め、生涯学習の一層の推進を図ります。また、歴史あるシニア大学の開設と合わせ、小学生との訪問交流のさらなる充実に取り組んでまいります。

公民館教室の支援

さらに、各種グループやサークルに対する講師の斡旋、情報の提供や相談等の支援も引き続き行います。

・誰にでも使いやすい公民館の検討

子育て支援体制の機構改革に加え、施設の有効利用や使いやすさの観点から、公民館並びに福祉センター全体のあり方について、「土足仕様」や「事務所の位置・規模」等を含め検討を進めます。

文化財保護・活用

・郷土の歴史や文化に触れる機会の創出

町民の皆さんが、高森町の歴史や文化にふれることで、郷土への誇りや愛着を育み、もって、まちづくりへの関心や意識を生み出す、名実ともに町が誇る歴史文化の拠点です。 日本最古の富本銭や国学四大人の遺愛の品々の展示をメインに、知的関心を高める「時の駅講座」の開催や、趣向を凝らした数々の「特別展」を実施します。また、ホームページをリニューアルし、情報発信に取組みます。

• ふるさと学習の推進

未来を担う子どもたちが、郷土に愛着や誇りを感じられる学習活動として、資料館を活用した小・中学生の「ふるさと学習」を実践します。

・ 伝統芸能、文化財の保全・活用

伝統芸能や文化財は単に守るだけでなく、如何に活用するかが重要です。今まで通り、 保存、保全活動に対し支援する他、それを活用する事業を拡充していきます。地域の伝統 芸能の保存や用具等の修理・更新に対し、支援をするほか、文化財保護法や町の文化財保 護に関する条例に基づき、指定文化財や登録文化財の保存・活用に努めてまいります。

図書館

• 子ども読書活動推進計画の実践

「子ども読書活動推進計画」を実践しつつ、これまでの計画を検証し、見直しを行い新たな計画の策定に取り組みます。また、家族読書をとおして、親子が向き合うより良い家庭環境づくりに努めます。

本を通じた子どもとの関わり

生後 7 ケ月・就園前・小学 1 年生の計 3 回にわたるブックスタート事業をはじめ、読み聞かせボランティアの育成と学校での朝読書の継続、絵本とわらべうたの会やおたのしみ会などを開催します。

• 使いやすい移動図書館車

全域貸出サービスとして取組んでいる移動図書館車については、利用者の声を聴きなが ら、より使いやすい運行に努めます。

施策② 生涯スポーツの充実

※目標数値・役割等は省略

目的

○町民が、生涯を通じてスポーツに取り組む

取り組み

- ①施設の利用者ニーズ把握に努め、多くの町民が有効活用できるよう改善します
- ②社会体育施設の長寿命化について検討を進めます
- ③誰もが気軽に参加できるニュースポーツの普及を図ります
- ④公共施設予約システムを導入して利用者の公平性、利便性を確保し、利用率の向上を図ります
- ⑤社会体育施設の夜間照明等、受益者負担(有料化)を検討していきます
- ⑥小中学生期におけるスポーツのあり方(指針)を作成します
- ⑦健康づくりを推進する事業課との連携に努めます

■具体的な取組み内容

生涯スポーツ

牛涯スポーツの充実

スポーツの振興については、公民館を中心に、地域運動会や各種スポーツ大会の開催のほか、体育協会や、柿の里SC、スポーツ少年団等と連携を図りながら、町民の皆さんの健康づくりや仲間づくりに努めてまいります。施設面については、平成27年度に施設の長寿命化計画を策定し、計画に基づく施設改修を進めます。また、社会体育施設等の使用について、使用料の抜本的なあり方について研究し、平成28年度を目途に方針を示します。

• 各種スポーツ大会の開催

住民自治を支えるコミュニティの原動力として、体育部を中心に、各種スポーツ大会を開催します。加えて、各支館や分館による運動会等の地域活動や各種イベントの開催のほか、施設整備に支援してまいります。

施策③ 平和活動の推進

※目標数値・役割等は省略

目的

〇町民が、平和の尊さを理解し後世に伝える

取り組み

- ①「高森町平和のかけはし条例」に基づき町ぐるみで事業を推進します
- ②次世代に継承するために語り部を学校や地域に派遣します
- ③戦後 70 年を迎えるにあたり、平和の鐘の設置・原爆パネル展の開催(平和ポスター展)・ 平和に関する映画の上映・平和コンサートの開催を行います

■具体的な取組み内容

• 平和普及啓発活動の推進

また、「高森町平和へのかけはし条例」の目的に沿い、8月の「平和推進月間」に合わせ、 広島平和のバスを派遣すると共に、平和学習会の開催や平和を考える集いへの参加など、 過去の実相に学びながら、平和に対する町民意識や機運をさらに高めてまいります。

VI 大綱の見直し

この大綱の見直しは、まちづくりプランの進行管理により、改革改善を図るとした内容を 踏まえ、総合教育会議において見直しを図ります。